

「国際環境法上の原則」の分析枠組*

鶴 田 順

概 要

「国際環境法上の原則」なる主題を扱った論考の多くでは、「原則」にまつわる多様な論点が個別的かつ並存的に扱われる傾向があり、それぞれの論点相互の関係性は十分に意識されておらず、また、「原則」にまつわるミクロな論点の分析がいかなる次元において展開されているかも十分に明らかにされていない。本稿は、そのような既存の論考の問題点を克服し、「国際環境法上の原則」が有する多様な可能性を可視化していくような分析枠組を、国際環境条約の動態的な展開における「一般原則条項」の作動に着目しつつ、模索した論考である。

キーワード

条約法、国際環境法、一般原則条項、現実適合性、規範的自律性、自省性

1. 序

国際法学において、「国際環境法上の原則」は、その規範構造の一般性・抽象性・不明確性といった特徴ゆえに、「事件や紛争の局面において、有意味な問題解決策を提示し得ない」であるとか「国際法規範としては未成熟で、ソフト・ローにすぎない」といったかたちで、否定的な評価を与えられることが多い。また、「原則 (principle)」にこのような否定的な評価を与える論者は、さらに、実定法解釈学の関心から、「原則」の要件や効果の明確化や精緻化の必要性や「原則」から個別・具体的な「規則 (rule)」を抽出する必要性を説くことが多い。このような主張においては、「原則」が担う機能と「規則」が担う

* 本稿は匿名のレフェリー二名による審査を経て掲載が決定された。多くの貴重なコメントを下された御二方に厚く御礼申し上げます。また、本稿は、環境省地球環境研究総合推進費によるプロジェクト「中長期的な地球温暖化防止の国際制度を規律する法原則に関する研究会」の成果の一部である。同研究会で御指導頂いている先生方、とりわけ、研究課題代表者の大塚直早稲田大学教授、磯崎博司明治学院大学教授、高村ゆかり龍谷大学助教授に厚く御礼申し上げます。

機能とが同列に扱われ、「国際法規範は個別・具体的な規則であることによって実効性が高まる」という定式が、意識的あるいは無意識に、前提とされているように思われる。「国際環境法上の原則」を扱った論考においては、「原則」と「規則」の規範構造の差異について言及されることはしばしばあるが、そこでみられる差異をふまえて、両者が担う機能の差異に注意が払われ、その分析にまで進むことは少ない（後述する）。

他方で、国際環境法において「原則」をはじめとする「ソフトな規範」が多用されている現状を所与のものとして、それらが多用されるにいたった「理由」や「背景」に目を向ける論者もいる¹⁾。

例えば、Dupuy は、1972年の国連人間環境会議（いわゆる「ストックホルム会議」）で全会一致で採択された「人間環境宣言」（同宣言は26の原則を掲げている）に代表されるような国際環境法において多用されている「ソフトな規範」は、科学技術の止むことの無い発展への迅速な対応を必要とされる現代的な法のあり方であると捉える（cf. Dupuy 1991, 420-422.）。

Paradell-Trius は、「国際環境法上の原則」は、規範構造が一般的・抽象的・不明確で、広範な解釈を許容するがゆえに、国家間の交渉と合意達成を促進し、それにより、環境にまつわる問題状況の変化や科学的知見の変化への迅速かつ柔軟な対応を可能にすると指摘する（cf. Paradell-Trius 2000, 93.）。

また、磯崎博司教授は、自然環境保護に関する条約においては、自然生態系の地域的特性を考慮して、統一的な規制基準や保護措置を設定するのではなく、あえて一般的・抽象的な権利義務関係を設定するにとどめていると指摘する（cf. 磯崎 2000, 253-254.）。さらに、磯崎教授は、「……自然環境に関する条約の遵守が確保されない原因として、それらの曖昧な義務設定が指摘されることがある。しかし、それは……対象分野の性質によっており、厳格な義務規定に代えれば済むわけではない。これらの分野の条約の場合には枠組み的な義務設定を前提とする必要があ」(磯崎 2000, 279-280.) と指摘する。

1. 国際環境条約の「現実適合性」と「規範としての自律性」

「国際環境法上の原則」のこのような捉え方は、より限定的に、国際環境条約の存続と目的実現にとって重みをもつ。条約という形式においては、ある特定の時期にある特定の

1) 国際法一般の文脈において、「ソフトな規範」が多用されるにいたった「背景」に目を向ける必要性を説く論考として、cf. 曾野 1985, 686-693, Riesman 1992, 135-144, 斎藤 2005, 106-113. また、条約定立技術の観点から、条約の条文において「一般的・抽象的・不明確な文言」を採用することの功罪について論じた論考として、cf. Iklé 1964, 8-16, Bilder 1981, 37-40, 118-119.

国際法規範を成文化するため、変化し続ける「現実」との関係で、「現実適合性」の確保の要請が顕著である²⁾。とりわけ国際環境条約においては、条約外の諸々の「現実」との調整、例えば、環境にまつわる問題状況の変化や科学的知見の変化との調整を、不断に、また迅速かつ柔軟に行うことが、条約の存続とその目的実現にとってまさに必須の課題である。ここでは、条約が、「時間の制御」の可能性を増大させること、すなわち、条約の規制対象の不確実性を所与のものとして、時の経過とともに生じる変化への感度を高め、自己のそれへの柔軟な対応可能性を増大させることが課題となる。

それゆえ、国際環境法について論じる者の多くが、その関心を国際環境条約の「現実適合性」の確保に向け、例えば、国際環境条約の下で設置されている「締約国会議」の実行やそこで度々採択されている法的拘束力を欠く「決定」や「勧告」の作動を分析し、その結果として、国際環境条約を構成しそれを取りまく規範が有する「柔軟性」³⁾や「漸進的発展性」⁴⁾といった特徴に肯定的な評価を与えてきた。

たしかに、条約は、「生き延びたい」(条約の存続)、さらに「成功をおさめたい」(条約の目的実現)と思えば、条約外の諸々の「現実」に対応する必要がある。しかし、そこでの対応は、あくまでも条約の「規範としての自律性」を失わない限りでの対応であるはずである。条約は、すべての方向に曲げることができるほどに柔軟となり、自己を取りまく諸々の「現実」との緊張関係を喪失したならば、もはや規範としての力を有さない (cf. ムルスヴィーク 1999, 213.)。国際環境条約は条約の「現実適合性」の確保と「規範としての自律性」の確保という二つの要請にいかなる方法で応えるかという問題は、その重要性にもかかわらず、ほぼ手付かずのまま残されているように思われる⁵⁾。ここでの問題は、国際環境条約は、「動態性」と「安定性」、「開放性」と「閉鎖性」という一見矛盾するかにみえる要請に対して、いかなる方法で応えようとしているか、である。

本稿は、このような問題意識のもと、第2章において「国際環境法上の原則」なる主題を扱った研究動向をレビューし、この主題をめぐる検討の到達点を見極め、第3章においてその明確かつ多面的な分析を可能にするような枠組を模索する。第3章における分析枠

2) 条約の「現実適合性」確保の必要性については、cf. Chayes and Chayes 1993, 184, Danilenko 1993, 1-5, Pan 1997, 503-504.

3) その必要性の指摘として、cf. Sand and Contini 1972, 38, Hurrell and Kingsbury 1992, 14-19, 小森 1998, 20, Lefeber 2000, 1-2.

4) その必要性の指摘として、cf. Handl 1994, 310, Handl 1995, 36, 横田他 1998, 12, Brunée 2004, 636-637.

5) ここでの「現実適合性」と「規範としての自律性」は、条約と条約外の関係について論じるための分析概念である。条約の「現実適合性」の確保と「規範としての自律性」の確保という二つの要請への対応の必要を説く論考としては、cf. Weiler 1981, 鶴田 2005 近刊。Weiler は、国際環境条約を評価するにあたっての重要な基準は、「条約が、法的な詳細さや確実さを提供するメカニズムと条約の自己修正を図るメカニズムの二つのメカニズムの融合にどの程度成功しているか」(Weiler 1981, 476.) であると指摘する。

組の模索は、第一に、「国際環境法上の原則」の分析が、「原則」が本来的に有している多様な可能性を、縮減してしまうのではなく、可視化していくような営為となるための枠組の模索であり⁶⁾、第二に、「原則」の分析者が自らの営為をたえず自省しつつ分析を進めるための回路の模索である。

II. 「国際環境法上の原則」に関する研究動向

1. 「原則」の分析方法

「国際環境法上の原則」なる主題を扱った論考は、その多くが、実定法解釈学の関心から、ある特定の原則に関して、その「定義」、その「歴史的な起源と展開」（とりわけ、国際レベルと国内レベルの様々な規範的文書におけるその採用或不採用）、その「実定性」の有無（とりわけ、その国際慣習法性の有無）、その「司法的機関における適用可能性」といった論点を個別的かつ並存的に取りあげて、記述し分析している。また、これらの論点の中でも、特定の「原則」の「実定性」の有無が最重要の論点として位置付けられている⁷⁾。

しかし、そこでの分析は、方法論上の二つの問題を抱えている。

6) 今田高俊教授は、「認識装置が新たに開発されてはじめて、既存のそれにはなかったリアリティを取りだせる……。この意味でリアリティは認識装置に依存する。だから、リアリティの回復とか復権とかは、言葉の言い回しとしてありえても、原理的にはありえない」（今田1986, 28.）と指摘する。また、「国際環境法上の原則」に即して、Paradell-Triusは、「原則が担う機能を見誤ることは、原則が果たし得るはずの機能を阻害し、原則が適切に機能を果たし得ることへの信頼を失墜させてしまう」（Paradell-Trius 2000, 97.）と指摘する。

7) 例えば、「予防原則」について、その「定義」、その「歴史的な起源と展開」、その「実定性」の有無、その「司法的機関における適用可能性」といった論点を個別的かつ並存的に取りあげ、記述し分析している論考として、cf. Freestone and Hey 1996, Cameron and Abouchar 1996, Trouwborst 2002. 国際法学における「予防原則」に関する議論は、小山佳枝氏によれば、「この原則が国際慣習法化しているか否かという点にはほぼ集約され」（小山2002, 249-250.）という。しかし、特定の「原則」の「実定性」の有無を扱った研究において、それを論じるにあたっての分析者の問題意識やそれを論じる意義が明確に記されることは少ない。例えば、国際経済法の分野においては、1974年に国連総会が採択した「国家の経済的権利義務憲章」を分析するにあたって、Seidl-Hohenveldernは、当時の南北間の価値の共有が困難な厳しい対立を乗り越えるための方策を「憲章」が漸進的に国際慣習法化していく過程に模索するというきわめて実践的な問題意識から、「憲章」の国際慣習法性の有無の分析や「憲章」の国際慣習法化の過程の分析を最重要の論点として位置付けていた。Cf. Seidl-Hohenveldern 1979. また、同論考については、cf. 川副 2005. しかし、国際環境法の分野においては、多数の国家によって環境保護なる価値の一般的・抽象的なかたちでの共有が存在し、その価値のいくつかは国際環境条約における「一般原則条項」の採用というかたちで実定法化され、さらに、条約定立後の過程において当該「一般原則条項」の「規則化」と「精緻化」が模索される（後述する）。これらの諸点をふまえれば、国際環境法の分野においては、特定の「原則」の国際慣習法性の有無を論じることの意義は相対的に低下しつつあり、依然として最重要の論点として位置付けて論じるのであれば、説明が必要である。

第一に、「原則」が本来的に有している多様な可能性を可視化する必要という観点からは、「原則」にまつわる多様な論点それぞれのミクロな分析が、「国際環境法上の原則」の分析総体においていかなる位置付けや射程を有するかという点が十分に意識されていないという問題を指摘できる。この点は、分析を進める上での次の二つの配慮の不足に由来する。

(a)国際環境法を構成しそれを取りまく多様な「規範」総体において「原則」を捉えるという配慮の不足である。ここで、「多様な『規範』」とは、具体的には、国際会議で採択された「宣言」、「条約」、条約の「議定書」や「附属書」、締約国会議における「決定」や「勧告」、締約国会議の下部部会における「決定」や「勧告」、締約国によって締結された「関連地域協定」、各締約国における「条約実施法」⁸⁾やその「実施規則」、各締約国の地方自治体によって制定される「条例」、各締約国において関係企業団体によって設定された「自主基準」⁹⁾等々である。第3章では、より限定的に、国際環境条約を構成しそれを取りまく多様な「規範」総体において「原則」が担う機能を捉えるための前提的な作業として、国際環境条約の条約過程を、これらの諸規範の間にみられる相互作用に注意を払いつつ、一つの条約過程として認識し分析するような枠組を模索する。

(b)特定の「原則」が動員される際の時期、主体、文脈への配慮の不足である。このような指摘の前提には、特定の「原則」は、「原則」を動員する主体や「原則」が動員される時期や文脈によって、「多様な姿」をとって現れるという捉え方がある¹⁰⁾。特定の「原則」が、時期、主体、文脈の違いによって「多様な姿」をとりうることを前提にして、「多様な姿」相互の関係性（例えば、協働、反目、葛藤）を分析することは、「原則」をめぐる「現実」をより微細に明らかにしていくうえで、きわめて重要な作業といえる¹¹⁾。

第二に、「原則」の分析者が自らの営為をたえず自省しつつ分析を進めるための回路の必要という観点からは、「原則」にまつわる多様な論点それぞれのミクロな分析が、そもそもいかなる次元において展開されているかという点が十分に明らかにされていないという問題を指摘できる。本来異なる次元からのアプローチであるにもかかわらず、それが無意識のままに、並存的に、あるいは混在して、用いられていることが多い。

8) 国際環境条約の各締約国における「条約実施法」については、cf. 浅野 1990, 288-289, 兼原 1994, 42-46, 磯崎 2002, 227-233.

9) 国際環境条約の各締約国において関係企業団体によって設定される「自主基準」については、cf. 松下 1998, 163-175, OECD 1998, 1-36, 環境省自主協定検討会 2001, 1-71, 浅野 2002, 148-150.

10) Cf. 福井 2002, 4, 和田 2004, 221-223, 佐藤 2005 近刊. なお、「法動員」については、cf. 宮澤 1994, 15-28, 六本 1986, 236-237, 255-284, 守屋 1995, 73-76.

11) そのような重要な作業を行った論考として、中村 2001 がある。中村 2001 は、「遺伝子組み換え作物」の法的規制を素材にして、「予防原則」をめぐる米国（科学重視）と EU（予防重視）の葛藤を理論的かつ実証的に分析した論考である。

2. 「原則」の分析次元の整理

それでは「国際環境法上の原則」の分析次元はどのように整理することができるであろうか¹²⁾。この主題を扱った論考における分析次元は、さしあたり、次の三つの次元に整理することができる。第一に、法内在的な観点から「原則」を分析するアプローチ（実定法アプローチ）、第二に、法外在的な観点から「原則」を動員することの実効性や効率性を分析するアプローチ（社会学的アプローチ）、第三に、歴史的な経路にそって「原則」を分析するアプローチ（歴史的アプローチ）の三つである。

第一の実定法アプローチには、大きく分けて二つのアプローチがある。(a)特定の「原則」の実定性（その多くの場合、特定の原則の国際慣習法性）を条約法や法源論を参照しつつ分析し、その有無や程度を明らかにしようとするアプローチ、(b)特定の「原則」の実定性を承認した上で、当該「原則」の要件や効果を分析しそれらの明確化や精緻化を図ろうとするアプローチの二つである。いずれも、実定法解釈学の関心からなされる分析である。

第二の社会学的アプローチにも二つのアプローチがある。(a)現実社会の中で特定の「原則」が有している機能を事実即して解明していく実証的な作業を課題とするアプローチ¹³⁾、(b)特定の「原則」が有している機能の社会的な意義を明らかにしていく理論的な作業を課題とするアプローチの二つである。これらの作業においては、多くの場合、特定の「原則」が動員される具体的な状況を観察し、当該「原則」がどのような状況において動員されたか、そこでは「原則」の動員にいかなる負荷（たとえば、当該「原則」を動員した者の意図や戦略）がかけられたか、また、他の資源ではなく「原則」を動員した結果としての実効性や効率性はどうかであったか、「原則」を動員してなされた事件や紛争の解決は、「原則」を動員したことでどのような限定を受け、他の資源を動員したときとの相対において、何が可能となり、何が不可能となったか、について分析がなされる。

そして、第三の歴史的アプローチにおいては、特定の「原則」の生成と展開が、(a)国際レベルと国内レベルの多様な規範的文書における「原則」の採用や不採用、(b)国際レベル

12) 「国際環境法上の原則」の分析次元を整理するにあたっては、cf. 星野 1989, 50-55, 佐藤 2001, 73, 広渡 2004, 87-88.

13) Sands は、「原則の実体的な意味は、事実へのその適用においてのみ明らかとなる」(Sands 1995, 56.) と指摘する。また、Paradell-Trius も同様に、「一般的に、原則がどの程度の法的な重要性を有するかは、特定の活動、特定の事件における事実や状況、当該原則の法源性や当該原則の条約テキストにおける位置付けを勘案して、検討されなければならない。いいかえれば、原則の機能は、その具体的な適用を通じて明らかとなる」(Paradell-Trius 2000, 95.) と指摘する。

と国内レベルの多様な司法過程における「原則」の援用、その結果としての司法的機関による「原則」の適用や不適用、またこれら(a)と(b)との間でなされる相互参照等々をふまえつつ、歴史的経路にそって「原則」が記述され分析される。特定の「原則」の生成と展開を歴史的経路にそってたどる作業は、当該「原則」の現在のあり方の歴史的な偶然性や人為的な構築性を明らかにすることで、現在のあり方を相対化して捉える視点を提供し、それとは異なるあり方を構想するさいの示唆を与えてくれる¹⁴⁾。

実定法解釈学の関心からは、第一のアプローチが直接的なアプローチであるが、第二と第三のアプローチは、第一のアプローチをとる分析者の「法的推論 (legal reasoning)」を構成したり、その前提や基礎となったりする。例えば、特定の「原則」の要件や効果を分析し、それらの明確化や精緻化を図ろうとするに際しては、多くの場合、国際レベルと国内レベルの多様な規範的文書における当該「原則」の採用や不採用、多様な司法的機関による当該「原則」の適用や不適用の参照がなされる。また、第一のアプローチのもとで分析を進めていくにあたって、「そもそも国際環境法上の原則とは何か」について考える場合には、第二及び第三のアプローチが重要な意味をもってくる。

このように、これら三つのアプローチは相互に密接に関わり、それらの間を往復しつつ分析を進めることも可能であるが、このような区別をとりあえずつけた上で、「原則」をめぐる多様な論点それぞれのミクロな分析を進めることによって、「国際環境法上の原則」の分析は、「原則」の多様な可能性を可視化していくような営為として展開していくことが可能となるように思われる。

3. 「原則」が担う機能の分析

前述の通り、「国際環境法上の原則」なる主題を扱った論考においては、「原則」と「規則」の規範構造の差異が言及されることはしばしばあるが、そこでみられる差異をふまえ、さらに両者の機能の差異の分析にまで進むことは稀である。

例えば、Bodansky は、「気候変動に関する国際連合枠組条約」(以下、「気候変動枠組条約」と記す)を扱った論考において、Dworkin の「法原則」と「法規則」の差異について

14) Cf. 佐藤 2004, 146-149, 161.

の記述を参照しながら¹⁵⁾、「(筆者による挿入：気候変動枠組条約第3条¹⁶⁾の)『原則』は、『前文』とも『約束 (commitments)』¹⁷⁾とも違う第三の機能を担っている。『前文』のパラグラフとは異なり、『原則』は法的基準を具体化している。しかし、『原則』が提供する基準は『約束』よりも一般的であり、特定の活動を指示しない」(Bodansky 1993, 501.)と指摘するが、そのような指摘をふまえて、さらに「原則」が担う機能の分析に進むということはない。

しかし、「国際環境法上の原則」が担う機能について言及した論考はいくつかある。

Nollkaemper は、越境水質汚染問題を扱った論考において、越境水質汚染の防止に関して「原則」が担っている機能を三点に整理している (cf. Nollkaemper 1993, 21.)。第一に、「原則」は、どの程度の汚染であれば許容されるかについての最低限の指針を提供する。第二に、越境水質汚染の防止に関する個別・具体的な「規則」を設定するにあたっての基礎を提供する。そして、第三に、越境水質汚染の防止に関する個別・具体的な「規則」を

15) Dworkin は、「法原則」と「法規則」の差異について次のように述べている。「法原則と法規則の差異は論理的なものである。これら二つの基準は、特定の状況における法的義務についての決定を指示する点では同様であるが、両者が与える指示の性格は異なる。……法規則に規定されている事実が存在するとき、当該規則が効力を有するものであれば、当該規則が提供する解決はそのまま受容されなければならない。逆に、当該規則が効力なきものであれば、当該規則は決定にさいして何ら寄与しない。……法原則は、論証を一定方向に導く根拠を提供するのであり、特定の決定を必然的に生み出すということはない」(Dworkin 1967, 25-26.)。なお、Dworkin による「法原則」と「法規則」の差異に関する記述は、「国際環境法上の原則」が担う機能の分析を試みた三つの先行研究 (Sands 1995, Boyle 1999 and Paradell-Trius 2000) においても引用されている。

16) 気候変動枠組条約第3条は、次のような規定である。

「締約国は、この条約の目的を達成し及びこの条約を実施するための措置をとるに当たり、特に、次に掲げるところを指針とする。

1 締約国は、衡平の原則に基づき、かつ、それぞれ共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力に従い、人類の現在及び将来の世代のために気候系を保護すべきである。したがって、先進締約国は、率先して気候変動及びその悪影響に対処すべきである。

2 開発途上締約国 (特に気候変動の悪影響を著しく受けやすいもの) 及びこの条約によって過重又は異常な負担を負うこととなる締約国 (特に開発途上締約国) の個別のニーズ及び特別な事情について十分な考慮が払われるべきである。

3 締約国は、気候変動の原因を予測し、防止し又は最小限にするための予防措置をとるとともに、気候変動の悪影響を緩和すべきである。深刻な又は回復不可能な損害のおそれがある場合には、科学的な確実性が十分にないことをもって、このような予防措置をとることを延期する理由とすべきではない。もっとも、気候変動に対処するための政策及び措置は、可能な限り最小の費用によって地球の規模で利益がもたらされるように費用対効果の大きいものとするについても考慮を払うべきである。このため、これらの政策及び措置は、社会経済状況の相違が考慮され、包括的なものであり、関連するすべての温室効果ガスの発生源、吸収源及び貯蔵庫並びに適応のための措置を網羅し、かつ、経済のすべての部門を含むべきである。気候変動に対処するための努力は、関心を有する締約国の協力によっても行われ得る。

4 締約国は、持続可能な開発を促進する権利及び責務を有する。気候変動に対処するための措置をとるためには経済開発が不可欠であることを考慮し、人に起因する変化から気候系を保護するための政策及び措置については、各締約国の個別の事情に適合したものとし、各国の開発計画に組み入れるべきである。

5 締約国は、すべての締約国 (特に開発途上締約国) において持続可能な経済成長及び開発をもたらす、もって締約国が一層気候変動の問題に対処することを可能にするような協力的かつ開放的な国際経済体制の確立に向けて協力すべきである。気候変動に対処するために止られる措置 (一方的なものを含む。) は、国際貿易における恣意的若しくは不当な差別的手段又は偽装した制限となるべきではない。」

17) 高村ゆかり助教授によれば、「4条は『約束』というタイトルがつけられているが、4条の規定を見る限り、一般の条約上の義務と何ら変わるものではない」(高村 2002a, 46.) という。

解釈するにあたっての指針を提供する。

Sands は、「持続可能な開発 (Sustainable Development)」概念を扱った論考において、「国際環境法上の原則」が担っている「実践的な法的意義」について三点に整理している (cf. Sands 1995, 56-57.)。第一に、「原則」は、司法的機関が「規則」を解釈するにあたっての指針を提供する。第二に、将来の法的義務のあり方について国家が交渉し、その明確化や精緻化を図るための基礎を提供する。Sands は、「『原則』は、その『開かれた構造 (open-textured)』ゆえに広範な意味付けを許容し、それにより、国家間の交渉で表明される多様な主張を採用したり反映したりすることを可能にする」(Sands 1995, 56.) と指摘している。そして、第三に、特定の法的義務に課せられた意味や効果の解釈に影響を及ぼすことで、検証 (verification) や遵守に関する手続規則の解釈において一定の役割を果たす。

Boyle は、「条約とソフト・ローの関係」を扱った論考において、「国際環境法上の原則」は、「ソフトな規範」ではあるものの、決して法的な妥当性を欠くものではないことを繰り返し指摘した上で、気候変動枠組条約の第 3 条に掲げられた「原則」が担う機能について二点に整理している (cf. Boyle 1999, 907-908.)。第一に、「原則」は、締約国が条約を解釈し実施するにあたっての指針を提供する。第二に、気候変動枠組条約のような動態的で発展的な規制レジームにおいて、締約国が将来採択される議定書によっていかなる行動を要求されることになるかについて何らかの予見性を提供する。

また、Paradell-Trius は、「国際環境法上の原則」を扱った論考において、「国際環境法上の原則」にまつわる多様な論点を、きわめて網羅的に、しかし未整理なままに、掲げている。そこでは、「原則」にまつわる論点として、前述の四点 (特定の「原則」の「定義」、その「歴史的な起源と展開」、その「実定法性」の有無、その「司法的機関における適用可能性」) に加え、「国際環境法において「原則」が担う機能」をとりあげ、「原則」が担う機能について、規範構造の一般性・抽象性・不明確性に着目しながら分析を試み、その結果を次の三点に整理している¹⁸⁾。第一に、「原則」は、国家が国際的な環境保護に関する将来の個別・具体的な法的義務のあり方について交渉する際に、国家が考慮すべき要素を画定し、国家間の交渉ディスコースの方向付けを図り、結果として、国家間の合意達成を促進する (cf. Paradell-Trius 2000, 96.)¹⁹⁾。Paradell-Trius は、国際的な環境保護のために必要な「規制」の設定は、当初から個別・具体的な「規則」によって達成されるのではなく、むしろ、そのような「規則」を定立していくにあたっての基礎を提供してくれる一般的・抽象的・

18) ただし、Paradell-Trius は、「原則」が担う機能はこの三点に集約されないことをあえて明記している。Cf. Paradell-Trius 2000, 97.

19) なお、Paradell-Trius は、国際環境条約において規定された「一般原則」の発展が、「条約規範」総体の発展を促進するのみならず、国際慣習法の生成過程においても「触媒」となりうると指摘する。Cf. Paradell-Trius 2000, 96.

不明確な「原則」を必要とすると指摘する²⁰⁾。第二に、「原則」は、規範構造が一般的・抽象的・不明確で、広範な解釈を許容するがゆえに、外交官、政治家や弁護士等々が自らの正当性を主張するさいに動員できる有用なツールを提供する (cf. Paradell-Trius 2000, 97.)。第三に、「原則」は、司法的機関が個別・具体的な規則を解釈する際の指針を提供し、法の欠缺を補充する (cf. Paradell-Trius 2000, 96.)。

4. 小 括

これらの論考において指摘された「原則」が担う機能は、さしあたり、次の三点に整理できる。第一に、国際環境保護に関する個別・具体的な「規則」を定立するにあたっての交渉枠組の提供、第二に、司法的機関が個別・具体的な「規則」を解釈するにあたっての指針の提供、そして、第三に、多様な主体が自らの正当性を主張するにあたっての資源の提供の三点である。

第一の機能について、「原則」は、国際環境保護に関する個別・具体的な「規則」の定立交渉において、交渉者に共通の言葉を提供し、交渉のポイントを絞り込み、交渉を整序する。「原則」をふまえて交渉がなされることで、際限なく増大しかねない「規則」の定立交渉のコストを節約することが可能となる²¹⁾。

本章においてとりあげた論考では、「原則」のこのような機能の結果として、個別・具体的な「規則」定立の促進が図られることが指摘されているが、そのような指摘の前提には、国際環境法を構成する「規範」の発展の過程を、一般的・抽象的な「原則」から個別・具体的な「規則」が抽出されていく直線的な過程として捉えるような認識がある。ここでは、「原則」は、国際環境法を構成する「規範」の漸進的な発展の「基礎」として位置付けられている。しかし、国際環境法を構成する「規範」の発展の過程には、さしあたり、「原則」から個別・具体的な「規則」が抽出されていく過程と「原則」そのものの明確化や精緻化の過程の二つの過程があり、これら二つの過程は、けっして独立・並存的な関係にたつのではなく、一方の発展には他方の発展を必要とするという意において、相互産出的な関係にあるといえる。国際環境法を構成する「規範」間の相互作用を、法過程的な視点をもって、認識し分析するような営為が必要である。本章の『「原則」の分析次元の整理』において指摘した「歴史的アプローチ」による分析の洗練が必要である。

20) そして、このことは、「国際的な環境規制は、経済的・社会的な発展に影響を及ぼすこと、そのため、発展段階や経済的利益が異なる国家の間で合意に達することが困難であることをふまえると、ますますいえる」(Paradell-Trius 2000, 93.) という。

21) Cf. 福井 2005, 70-71.

Günter Handl は、「持続可能な開発」概念について、次のように述べている。上記のような作業を進めるうえで、きわめて示唆に富む指摘である。

「……『持続可能な開発』に関して、既存の一般的な規則は、特定の義務を抽出するにあたっての基礎や特定の義務の存否を判断するにあたっての基礎を必ずしも提供するものではない。むしろ、『持続可能な開発』に関する『一般的な規則』と『特定の義務』は、弁証法的な関係にあるという意味において、相互依存的である。すなわち、『持続可能な開発』に関する特定の規範の含意がますます多くの主体による。また、ますます多くの文脈における援用を通じて明らかとなるにつれて、リオ宣言におけるその定式が有する曖昧さは徐々に解消されていくことになるだろう。逆に、『持続可能な開発』の中心となる概念の輪郭が定まるにつれて、より対象を明確に絞った特定の義務の定立が可能となるだろう」(Handl 1995, 36.)。

また、第三の機能は、「原則」が上記第一の機能を担う前提として位置付けることもできるが、そのみならず、国際レベルと国内レベル双方の事件や紛争の「解決」を促進する機能として捉えることもできる。ここでの「解決」は、司法的機関による「処理」をふまえた「解決」に限定されず、事件や紛争の当事者の交渉による「解決」も含む。事件や紛争の当事者は、自らの正当性を主張するにあたって「法」を動員することができれば、司法的機関へのその付託の有無を問わず、当該事件や紛争を法的側面において抽象化し、権利義務の対立に一面的に還元することが可能となり²²⁾、このことは、事件や紛争の平和的な「解決」の模索とその達成に資する。そして、このようないわば事件や紛争の「脱政治化 (depoliticize)」(cf. Rosenne 1957, 56-57.) の過程において、「原則」は、本章においてとりあげた論考でたびたび指摘されていたように、規範構造が一般的・抽象的・不明確で、広範な解釈を許容するがゆえに、個別・具体的な「規則」との相対において、動員喚起力が高い。事件や紛争の局面において「原則」が担う機能を、上記第二に整理した機能(司法的機関が「規則」を解釈するにあたっての指針提供)のみに縮減せずに、より明確かつ多面的に認識し、理論的かつ実証的に分析していくような営為が必要である。本章の『「原則」の分析次元の整理』において指摘した「社会学的アプローチ」による分析が必要である。

III. 国際環境条約の動態過程における「一般原則条項」の機能の分析枠組

本章では、前章における研究動向レビューを通じて明らかとなった「国際環境法上の原

22) Cf. 和田 2002, 21-23, 棚瀬 2002, ii.

則」の分析の到達点とその問題点をふまえ、国際環境条約の「一般原則条項」を対象を限定して、その機能を認識し分析するための枠組を模索する。作業の手順としては、第一に、国際環境条約の条約過程を、そこでみられる多様な「規範」とその多様な「実践」、さらに、それらの間の関係性（例えば、協働、反目、葛藤）に注意を払いつつ、一つの動的な条約過程として認識し分析するような枠組を提示する。国際環境条約の複雑かつ動的な条約過程をいわば鳥瞰的に認識し分析する枠組を提示した上で、第二に、そのような条約過程において「一般原則条項」が担う機能を認識し分析するような枠組を提示する。ここで提示される分析枠組は、事実との対比では一つの理念である。条約過程を構成する個々の要素の間にみられる連関や相互作用は、事実のレベルにおけるその可能性を示唆するのみならず、個々の要素の再位置付けと再意味付けを行うために、理念のレベルで整理される必要がある²³⁾。

なお、本稿において、「多様な『規範』」とは、前述の通り、具体的には、「条約」、条約の「議定書」や「附属書」、締約国会議における「決定」や「勧告」、締約国会議の下部部会における「決定」や「勧告」、締約国によって締結された「関連地域協定」、各締約国における「条約実施法」やその「実施規則」、各締約国の地方自治体によって制定される「条例」、各締約国の関係企業団体によって設定される「自主基準」等々である。これらの規範は、国際レベルの規範と国内レベルの規範の双方にまたがり、法的拘束力の有無も様々であるが、国際環境条約の存続と目的実現に関わる「可能性」を有する規範であるとして、複雑かつ動的な条約過程の分析枠組を模索するにあたって、あえて分析対象に含めた規範である。これらの規範が条約の存続と目的実現に関わるか否かは、あくまでも分析した結果として指摘できる²⁴⁾。また、本稿において、「条約規範」とは、「条約」、条約の「議定書」や「附属書」、締約国会議における「決定」や「勧告」、締約国会議の下部部会における「決定」や「勧告」を包含する規範であり、あくまでも分析概念として用いる。

国際環境条約は、その多くで、「枠組条約方式」²⁵⁾なる条約方式を採用している。「枠組条約方式」とは、「条約」においては、それぞれの分野における締約国の協力のあり方に関して一般的・抽象的な権利義務関係を設定するにとどめ、すなわち、「一般原則条項」を設定するにとどめ、それを個別・具体化した詳細な基準や要件は、条約定立後に定期的開催される「締約国会議」²⁶⁾において採択される「議定書」や「決定」等々によって徐

23) 分析枠組を整理するにあたっては、Niklas LuhmannやGunther Teubnerの「法システム論」に多くを負っている。とりわけ、cf. Teubner 1989 (トイブナー 1994), Luhmann 1993 (ルーマン 2003)。また、その邦語の二次文献として、cf. 佐藤 1990, 村上 1990, 山口 1990, 榎澤 1991, 山口 1992, 佐藤 1993, 江口 1993, 江口 1996, 村上 1997, 村上 2000, 福井 2002, 江口 2004。また、法の動態過程の分析枠組については、とりわけ、cf. 田中 1994, 32-48。

24) Cf. Nonet and Selznick 1978, 10-11 (ノネ&セルゼニック 1981, 14-15)。

々に設定しようとする条約方式である²⁷⁾。

この方式においては、環境にまつわる問題状況の地域的な特性や問題状況の変化の可能性、科学的知見の変化の可能性、また、環境という価値への締約国間にみられる温度差等々に配慮し²⁸⁾、そこでの権利義務関係の設定をあえて一般的・抽象的な原則レベルにとどめることで、条約定立後の過程における多様な「実践」による「締約国内で妥当する個別的条約関係規範」（条約とは無数のズレのある各締約国における条約関係規範）の生成や「締約国間で妥当する個別的条約関係規範」（締約国による関連地域協定の締結や個々の事件や紛争における条約の援用によって生じる条約とは無数のズレのある条約関係規範）の生成に期待する。成文法である条約は、「解釈」なる営為を経ることで、時期、主体、文脈の違いによって「多様な姿」をとって現れる²⁹⁾。国際環境条約は、条約の実践レベルで現れる「多様な姿」を所与として、そこで生じる条約とのズレを直ちに克服しようとするのではなく、むしろ、そうしたズレが有する積極的な意義に着目し、それを生産的なものへと変換していく。国際環境条約は、条約定立後の過程における多様な「実践」を通じて、条約の「規範」と「実践」とのズレが不断に生成されるという点においては、他の条約と何ら異ならないが、

25) 「枠組条約方式」を採用している主な国際環境条約は、1985年の「オゾン層の保護のためのウィーン条約」、1987年の「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」、1989年の「有害廃棄物の国境を越える移動及び処分に関するバーゼル条約」、1992年の「気候変動枠組条約」、1992年の「生物の多様性に関する条約」である。「枠組条約方式」については、cf. Sand and Contini 1972, 41, Gehring 1990, 35-37, 47-50, Handl 1991, 61-63, Koskeniemi 1991, 76-80, Lang 1992, 114-117, 119-120, 山本 1993, 145-150, Tietje 1999, 36-38, 50-53, 位田 1999, 378-380, 磯崎 2000, 209, 岩間 2002, 213, Birnie and Boyle 2002, 10-11, 14, 高村 2002a, 43-44, 亀山 2002, 7, 鶴田 2005 近刊。

26) 「締約国会議」については、cf. Gehring 1990, 35-37, 47-50, 54, 磯崎 1996, 204, 211, Werksman 1996, 55-68, Sommer 1996, 637-638, Churchill and Ulfstein 2000, 626, Brunnée 2002, 1-52, 鶴田 2005 近刊。

27) しかし、このような「条約規範」の展開は、「枠組条約方式」に「固有の特徴」というわけではない。例えば、横田洋三教授は、「気候変動枠組条約」から「京都議定書」にいたる「条約規範」の漸進的な展開について、次のように指摘している。「実は、こういうステップ・バイ・ステップの目標達成のやり方というのは、国際交渉の場合にしばしばあることなのです。19世紀の終わりごろにもう既にこういう国際会議を定期的を開いて、その中で一つ一つ合意を固めていくというやり方はありました。例えば、国際行政連合と言われるものがその当時たくさんできたのですが、電気通信、郵便、度量衡などの問題について、何回かの継続的な会議を通じて徐々に枠を狭めて、皆の行動を一致させていくというやり方をとりました。つまり、複雑な利害の対立がある場合、一回の会議で答えを出さずに、何回かの会議を通して目的を達成するという方法は、これまで国際会議においてしばしばとられたものであって、今回もそうしたものとして私はみえます」（横田他 1998, 12.）。

28) Cf. 磯崎 2000, 253-253, 279-280.

29) 本稿では、「条約規範」とその多様な「実践」との間の連関や相互作用に着目して分析を進めるために、「個別的条約関係規範」なる分析概念を用いる。筆者は、別稿（鶴田 2005 近刊）において、「個別的条約関係規範」を分析概念として提示した上で、「枠組条約方式」における「締約国会議」の機能の整理を行った。「個別的条約関係規範」は、それ自体において克服すべき対象としての消極的な性質を有するものではなく、また、そのような性質の有無に関わらず、条約が「現実適合性」を確保するために必要となる多様な「情報」を有する。

そのような多様な「実践」からの「学習」を条約内部において意識的に制度化している点は、国際環境条約の特徴といえる（しかし、必ずしも「固有の特徴」とはいえない）。国際環境条約は、多様な「実践」によって不断に生成される「個別的条約関係規範」、より微細には同規範に託されている多様な「情報」を、条約の下で設置されている「機構」（具体的には、「締約国会議」、「専門委員会」や「条約事務局」³⁰⁾が「手続」（具体的には、「報告制度」や「情報提供制度」³¹⁾）に従って継続的に回収・蓄積・検討し、さらに、それらを通じてなされる条約定立後の多様な「実践」からの「学習」（すなわち、条約過程において産出された「情報」の認知的処理）の成果を、「条約規範」のあり方に不断にまた迅速かつ柔軟に反映していく³²⁾。このような条約過程を通じて、「条約規範」は再認・強化され、さらに、再認・強化された「条約規範」がその後の「条約実践」の基盤となる³³⁾。

ここでは、条約の「規範」と「実践」、さらに両者を架橋する条約の「手続」と「機構」の四つの構成要素によって、「規範」と「実践」が相互に産出し合い、それを通じて「規範」の再認・強化が図られる、再帰的な条約過程が徐々に形成されていく（本章末尾に付した図を参照されたい³⁴⁾。条約を分析するにあたって「条約規範」を分析の中心に据えること自体には何ら問題はないが、個々の「条約規範」は一定の制度的仕組み（「手続」と「機構」）のもとにあることで、「条約規範」として存続し、その目的を実現していくことが可能となる点に注意する必要がある³⁵⁾。また、ここでは、国際環境保護に関する「大文字の法」（その最たるものが「原則」である）とそれを個別・具体的な文脈においたときに生じる「小文字の法」（本稿における「個別的条約関係規範」）のそれぞれ別個の機能への着目という、すぐれて現代的な法のあり方の模索をみてとれる³⁶⁾。「小文字の法」が多様なかたちで生じることを所与として、「大文字の法」と「小文字の法」をいかに共生可能な状態に編集できるかが、条約の存続と目的実現にとっての鍵となる。

国際環境条約は、締約国会議における「個別的条約関係規範」の回収・蓄積・検討を通じて、条約外の諸々の「現実」に対する開放性を備えることができる。しかし、そこでの「現実」は、ナマの「現実」そのものではなく、あくまでも、条約過程内における「情報」

30) 国際環境条約の下で設置されている「機構」については、cf. Boyle 1991, 229-244, 磯崎 1996, 204-211, 磯崎 2000, 236-237, Churchill and Ulfstein 2000, 625-628.

31) 国際環境条約における「報告制度」や「情報提供制度」については、cf. Boyle 1991, 236, 磯崎 1996, 204, 磯崎 2000, 239-243, 高村 2002b, 173-201.

32) 具体的には、「条約」の改正、「附属書」や「議定書」の新たな採択や改正、「決定」の新たな採択等々のかたちをとる。

33) ただし、事実のレベルにおいては、「条約規範」を構成する諸規範の間で抵触が生じる可能性もあることには注意したい。Cf. 磯崎 2000, 256.

34) Cf. Brunée 2004, 637.

35) Cf. 田中 1994, 32-35.

36) Cf. 棚瀬 1993, 7-8.

の産出と編集を通じて、条約過程内において構成された「現実」である³⁷⁾。すなわち、ここでの「現実」は、第一に、「個別的条約関係規範」を媒介とすることで「無限」なものから「有限」なものへと変換された「現実」であり、第二に、「締約国会議」や「条約事務局」が回収し得た限りでの、あるいは、締約国が「締約国会議」や「条約事務局」に報告した限りでの「現実」であり、また、第三に、「締約国会議」による決定を経ることのみ「条約規範」に反映される「現実」である。

国際環境条約は、条約外の諸々の「現実」に対する感度を高め、自己のそれへの柔軟な対応可能性の増大を図る「開放性」を備えつつ、他方で、条約過程内における「情報」の産出と編集を媒介とすることで、「条約規範」のあり方を自らの固有の論理を放棄することなく自ら決定する「閉鎖性」をも備える。

このような国際環境条約の動的な過程において、条約の「一般原則条項」は、条約内においては条約過程の再帰性をもたらす装置として、また、条約と条約外との関係においては「締約国会議」における検討の成果を「条約規範」に迅速かつ柔軟に反映させていく装置として、すなわち、条約と条約外の「現実」をつなぐ「通路的制度」(村上2000, 9.)として機能する。

国際環境条約は、「一般原則条項」の作動を通じて、条約の「現実適合性」の確保と「規範としての自律性」の確保という二つの要請に応えることが可能となる。条約の「一般原則条項」の規範構造が有する強度の一般性・抽象性・不明確性は、条約の条約外の「現実」に対する「開放性」の大きさに関係し、条約は「一般原則条項」の作動を通じて条約外の「現実」に自己を柔軟に適合的なものとする能力(すなわち、「学習」する能力)を高めることができる。

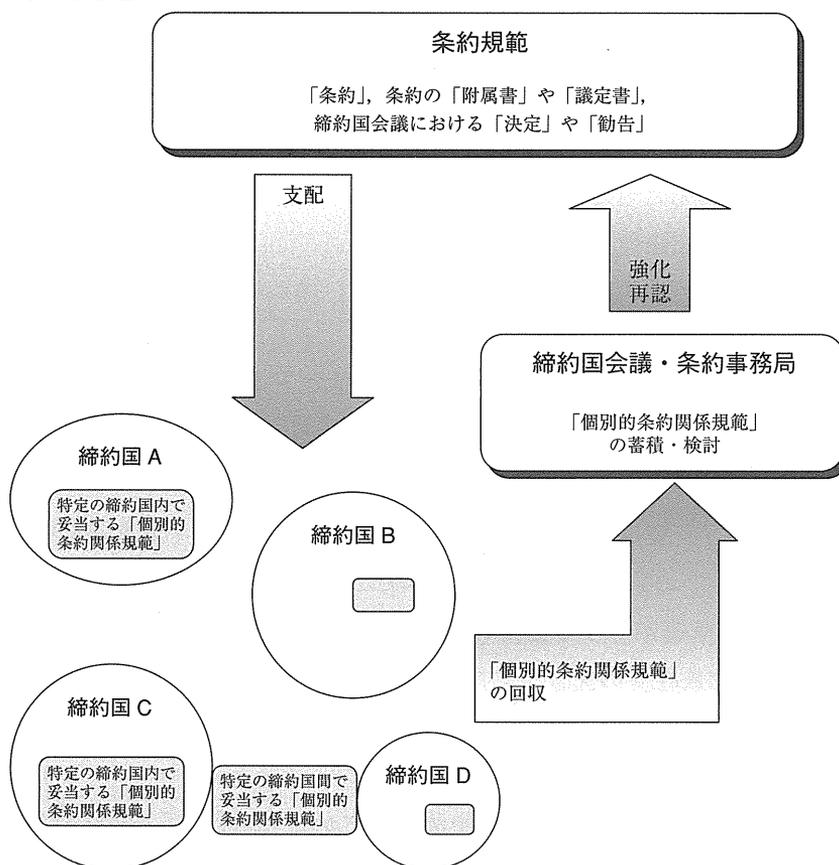
条約において個別・具体的な「規則」を設定している条項は、「一般原則条項」との相対において適用要件が明確であるため、条約外の「現実」に対する柔軟性が乏しい。仮に、こうした条項によって条約外の「現実」に柔軟に対処しようとする、その適用要件をまげなければならず、条約の「規範としての自律性」を害してしまう。しかし、条約の「一般原則条項」においては、その適用要件が不明確であるがゆえに、条約の「規範としての自律性」を維持しつつ、条約外の「現実」に柔軟に対処することが可能となる。

条約の「一般原則条項」は、その他の個別・具体的な「規則」をはじめとする規範が有する機能には解消し得ない機能を有する。このような観点からは、本稿冒頭でふれた「原則」から個別・具体的な「規則」を抽出していく必要性の指摘は、仮に「原則」が担う機

37) Cf. Teubner 1989, 88 (トイブナー 1994, 118), 今田 1994, 228-234, 江口 1996, 196-197.

能と「規則」が担う機能の差異に対する配慮を欠いたままになされているのであれば、条約の認知的開放性の低下、すなわち、条約の条約外の「現実」に対する「感度」の低下を招き、条約の規範的閉鎖性を強めるのみであるとして、批判すべきものとなる。

国際環境条約の動態過程



引用文献

- 浅野直人, 1990, 「国際的取決めの国内適用」大来佐武郎監修『地球環境と政治』中央法規, 285-299.
- 浅野直人, 2002, 「環境管理の非規制的手法」大塚直・北村喜宣編『環境法学の挑戦(淡路剛久教授・阿部泰隆教授還暦記念)』日本評論社, 142-154.
- Bilder, R. B., 1981, *Managing the Risks of International Agreement*.
- Birnie, P. W. and Boyle, A. E., 2002, *International Law and The Environment*, second edition.
- Bodansky, D., 1993, "The United Nations Framework Convention on Climate Change: A Commentary", *YJIL*, Vol. 18, 451-558.
- Boyle, A. E., 1991, "Saving the World?: Implementation and Enforcement of International Environmental Law through International Institutions", *Journal of Environmental Law*, Vol. 3, 229-245.
- Boyle, A. E., 1999, "Some Reflections on the Relationship of Treaties and Soft Law", *ICLQ*, Vol. 48, 901-913.
- Brunnée, J., 2002, "COPing with Consent: Law-Making Under Multilateral Environmental Agreements",

- Leiden Journal of International Law*, Vol. 15, 1-52.
- Brunnée, J., 2004, "The United States and International Environmental Law : Living with an Elephant", *EJIL*, Vol. 15, 617-649.
- Cameron, J. and J. Abouchar, 1996, "The Status of the Precautionary Principle in International Law", in D. Freestone and E. Hey (eds.), *The Precautionary Principle and International Law*, 29-52.
- Chayes, A. and A. H. Chayes, 1993, "On Compliance", *IO*, Vol. 47, 175-205.
- Churchill R. R. and G. Ulfstein, 2000, "Autonomous Institutional Arrangements in Multilateral Environmental Agreements : A Little-Noticed Phenomenon in International Law", *AJIL*, Vol. 94, 623-659.
- Danilenko, G. M., 1993, *Law-Making in the International Community*.
- Dupuy, Pierre-Marie, 1991, "Soft Law and the International Law of the Environment", *Michigan Journal of International Law*, Vol. 12, 420-435.
- Dworkin, R. M., 1967, "The Model of Rules", *The University of Chicago Law Review*, Vol. 35, 14-46.
- 江口厚仁, 1993, 「法・自己言及・オートポイエシス」『法政研究 (九州大学)』第 59 卷第 3・4 号, 389-432.
- 江口厚仁, 1996, 「法システムの境界と変動」宮沢節生・神長百合子編『法社会学コロキウム (石村善助先生古稀記念論文集)』日本評論社, 189-207.
- 江口厚仁, 2004, 「自己組織化する法」和田仁孝・阿部昌樹・太田勝造編『法と社会へのアプローチ』日本評論社, 231-252.
- Freestone D. and E. Hey, 1996, "Origins and Development of the Precautionary Principle", in *idem* (eds.), *The Precautionary Principle and International Law*, 3-15.
- 福井康太, 2002, 『法理論のルーマン』勁草書房.
- 福井康太, 2005, 「リスク社会の紛争と法」『阪大法学 (大阪大学)』第 54 卷第 6 号, 47-92.
- Gehring, T., 1990, "International Environmental Regimes", *YIEL*, Vol. 1, 35-56.
- Handl, G., 1991, "Environmental Security and Global Change", in W. Lang, H. Neuhold and K. Zemanek (eds.), *Environmental Protection and International Law*, 59-89.
- Handl, G., 1994, "Controlling Implementation of and Compliance with International Environmental Law : The Rocky Road from Rio", *Colorado Journal of International Environmental Law & Policy*, Vol. 5, 305-331.
- Handl, G., 1995, "Sustainable Development : General Rules versus Specific Obligations", W. Lang (ed.), *Sustainable Development and International Law*, 35-43.
- 広渡清吾, 2004, 「憲法と民法——その関係の多元主義的理解——」『法律時報』第 76 卷第 2 号, 87-90.
- 星野英一, 1989, 「民法とはなにか——一, 二のアプローチ——」『民法論集 第七巻』有斐閣, 45-71.
- Hurrell A. and B. Kingsbury, 1992, "The International Politics of Environment : An Introduction", in *idem* (eds.), *The International Politics of Environment*, 1-47.
- 位田隆一, 1999, 「現代国際法における法規範形成」『京都大学法学部創立百周年記念論文集 第二巻』有斐閣, 367-395.
- Iklé, F. C., 1964, *How Nations Negotiate*.
- 今田高俊, 1986, 『自己組織性——社会理論の復権——』創文社.
- 今田高俊, 1994, 『混沌の力』講談社.
- 磯崎博司, 1996, 「環境条約の効果的な実施に向けて」柳原正治編『国際社会の組織化と法』信山社, 201-247.
- 磯崎博司, 2000, 『国際環境法』信山社.
- 磯崎博司, 2002, 「国際環境法と国内環境法」大塚直・北村喜宣編『環境法学の挑戦 (淡路剛久教授・阿部泰隆教授還暦記念)』日本評論社, 225-238.
- 岩間徹, 2002, 「環境条約の展開」大塚直・北村喜宣編『環境法学の挑戦 (淡路剛久教授・阿部泰隆教授還暦記念)』日本評論社, 210-224.
- 兼原敦子, 1994, 「国際環境保護と国内法制の整備」『法学教室』第 161 号, 42-46.
- 環境省自主協定検討会, 2001, 『自主協定検討会報告書』.
- 亀山康子, 2002, 「気候変動問題の国際交渉の展開」高村ゆかり・亀山康子編『京都議定書の国際制度』信山社, 2-22.
- 川副令, 2005, 「国際法学上のソフト・ロー研究の学説史的的分析——ソフトロー・データベース作成の前提とし

- て——」(東京大学 21 世紀 COE プログラム「国家と市場の相互関係におけるソフトロー」・ディスカッション・ペーパー・シリーズ 2004-19).
- 小森光夫, 1998, 「国際公法秩序における履行確保の多様化と実効性」『国際法外交雑誌』第 97 巻第 3 号, 1-42.
- Koskenniemi, M., 1991, "Peaceful Settlement of Environmental Disputes", *Nordic Journal of International Law*, Vol. 60, 73-91.
- 糊澤能生, 1991, 「オートポイエシスと法理論——西ドイツにおける「ポスト福祉国家の法理論」の一潮流——」『早稲田法学』第 66 巻第 2 号, 1-82.
- Lang, W., 1992, "Diplomacy and International Environmental Law-Making", *YIEL*, Vol. 3, 108-122.
- Lefebvre, R., 2000, "Creative Legal Engineering", *Leiden Journal of International Law*, Vol. 13, 1-9.
- Luhmann, N., 1993, *Das Recht der Gesellschaft* (ニクラス・ルーマン, 馬場靖雄・上村隆広・江口厚仁訳, 2003, 『社会の法』法政大学出版局.).
- 松下和夫, 1998, 「持続可能な社会をつくる主体」内藤正明・加藤三郎編『岩波講座 地球環境学 第十巻 持続可能な社会システム』岩波書店, 149-184.
- 宮澤節生, 1994, 『法過程のリアリティ』信山社.
- 守屋明, 1995, 『紛争処理の法理論——交渉と裁判のダイナミズム——』悠々社.
- 村上淳一, 1990, 『ドイツ現代法の基層』東京大学出版会.
- 村上淳一, 1997, 『〈法〉の歴史』東京大学出版会.
- 村上淳一, 2000, 『システムと自己観察——フィクションとしての〈法〉——』東京大学出版会.
- ディートリッヒ・ムルスヴィーク, 青柳幸一・伊東明子訳, 1999, 「技術の動態性と法の適応: 循環立法」『横浜国際経済法学』第 8 巻第 1 号, 209-241.
- 中村民雄, 2001, 「遺伝子組み換え作物規制における「予防原則」の形成——国際法と国内法の相互形成の一事例研究——」『社会科学研究 (東京大学)』第 52 巻第 3 号, 85-118.
- Nollkaemper, A., 1993, *The Legal Regime for Transboundary Water Pollution: Between Discretion and Constraint*.
- Nonet P. and P. Selznick, 1978, *Law and Society in Transition: Toward Responsive Law* (P. ノネ & P. セルゼニック, 六本佳平訳, 1981, 『法と社会の変動理論』岩波書店.).
- OECD, 1998, *Voluntary Approaches for Environmental Protections in the European Union*.
- 大沼保昭, 2003, 「「法の実現過程」という認識枠組み——国際法規範の生成から最終的実現の過程を素材として——」『法社会学』第 58 号, 139-154.
- 小山佳枝, 2002, 「EU における「予防原則」の法的地位——欧州委員会報告書の検討——」『法学政治学論究 (慶應義塾大学)』第 52 号, 221-256.
- Pan, E. J., 1997, "Authoritative Interpretation of Agreements: Developing More Responsive International Administrative Regimes", *HILJ*, Vol. 38, 503-535.
- Paradell-Trius, L., 2000, "Principles of International Environmental Law: an Overview", *RECIEL*, Vol. 9, 93-99.
- Riesman, W. M., 1992, "The Concept and Functions of Soft Law in International Politics", in E. G. Bello and B. A. Ajibola (eds.), *Contemporary International Law and Human Rights (Essays in honor of Judge Taslim Olawale Elias: Vol.1)*, 135-144.
- 六本佳平, 1986, 『法社会学』有斐閣.
- Rosenne, S., 1957, *The International Court of Justice: an Essay in Political and Legal Theory*.
- 齋藤民徒, 2005, 「「ソフト・ロー」論の系譜」『法律時報』第 77 巻第 8 号, 106-113.
- Sand P. H., and P. Contini, 1972, "Methods to Expedite Environment Protection: International Ecostandards", *AJIL*, Vol. 66, 37-59.
- Sands P., 1995, "International Law in the Field of Sustainable Development: Emerging Legal Principles", W. Lang (ed.), *Sustainable Development and International Law*, 53-72.
- 佐藤岩夫, 1990, 「法の現実適合性と一般条項——トイプナーのシステム論的アプローチの検討——」『法学 (東北大学)』第 53 巻第 6 号, 89-114.
- 佐藤岩夫, 1993, 「信義則分析の基礎的視角——トイプナーとアレクシーの比較を中心に——」太田知行・荒川重勝編『民事法学の新展開: 鈴木祿彌先生古稀記念』有斐閣, 1-29.

- 佐藤岩夫, 2001, 「書評 小森田秋夫編『市場経済化の法社会学』を読んで」『社会体制と法』研究会編『社会体制と法』第2号, 70-77.
- 佐藤岩夫, 2004, 「歴史から法を読み解く——歴史法社会学——」和田仁孝・阿部昌樹・太田勝造編『法と社会へのアプローチ』日本評論社, 146-168.
- 佐藤岩夫, 2005 近刊, 「文化と法」『講座 21世紀の社会心理学 第三巻 文化行動の社会心理学』北大路書房.
- Seidl-Hohenveldern, I., 1979, “International Economic “Soft Law””, *RdC*, Vol. 163.
- Sommer, J., 1996, “Environmental Law-Making by International Organizations”, *ZaōRV*, Vol. 56, 628-667.
- 曾野和明, 1985, 「変容した国際社会と条約至上主義への疑問——新モデルを求める UNCITRAL——」『国際法外交雑誌』第84巻第6号, 685-708.
- 高村ゆかり, 2002a, 「気候変動枠組条約・京都議定書レジームの概要」高村ゆかり・亀山康子編『京都議定書の国際制度』信山社, 23-49.
- 高村ゆかり, 2002b, 「京都議定書のもとでの報告・審査手続」高村ゆかり・亀山康子編『京都議定書の国際制度』信山社, 173-201.
- 高村ゆかり, 2004, 「国際環境法におけるリスクと予防原則」『思想』2004年7月号, 60-81.
- 田中成明, 1994, 『法理学講義』有斐閣.
- 棚瀬孝雄, 1993, 「法社会学のアイデンティティを求めて」『法社会学』第45号, 2-8.
- 棚瀬孝雄, 2002, 『権利の言説 共同体に生きる自由の法』勁草書房.
- Teubner, G., 1989, *Recht als autopoietisches System* (グンター・トイブナー, 土方透・野崎和義訳, 1994, 『オートポイエーシス・システムとしての法』未来社.).
- Tietje, C., 1999, “The Changing Legal Structure of International Treaties as an Aspect of an Emerging Global Governance Architecture”, *GYIL*, 26-55.
- Trouwborst, A., 2002, *Evolution and Status of the Precautionary Principle in International Law*.
- 鶴田順, 2005 近刊, 「国際環境枠組条約における条約実践の動態過程——1999年産業廃棄物輸出事件を素材にして——」東京大学大学院法学政治学研究科編『融ける法, 越える境 第5巻 環境と生命』東京大学出版会.
- Weiler, J., 1981, “Obsolescence and Adaptability in Mediterranean Cooperation Agreements: A Case Study”, in *La Politica mediterranea della CEE: atti del Convegno internazionale organizzato dal Seminario di studi politici e sociali dell'Istituto universitario orientale: Napoli, 28-29 marzo 1980*.
- Werksman, J., 1996, “The Conference of Parties to Environmental Treaties”, in *idem* (ed.), *Greening International Institutions*, 55-68.
- 山口聡, 1990, 「現代法の自己産出と自律性——ハーバマスとトイブナーの「法化」論を手がかりとして——」『阪大法学 (大阪大学)』第40巻第1号, 103-130.
- 山口聡, 1992, 「「法化」論における法的思考枠組の転換——G・トイブナーの一般条項論を手がかりとして——」『阪大法学 (大阪大学)』第41巻第4号, 1149-1175.
- 山本草二, 1993, 「国際環境協力の法的枠組の性質」『ジュリスト』第1015号, 145-150.
- 横田洋三他, 1998, 「〈座談会〉地球温暖化防止京都会議の意義と課題」『ジュリスト』第1130号, 6-28.
- 和田仁孝, 2002, 「交渉と合意」和田仁孝・阿部昌樹・太田勝造編『交渉と紛争処理』日本評論社, 10-26.
- 和田仁孝, 2004, 「解釈法社会学」和田仁孝・阿部昌樹・太田勝造編『法と社会へのアプローチ』日本評論社, 212-230.